最終更新日：2015年6月26日

太平洋セメント株式会社
代表取締役社長　福田修二
問合せ先：執行役員総務部長　荒木誠一
証券コード：5233
http://www.taiheiyo-cement.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「持続可能な地球の未来を拓く先導役をめざし、経済の発展のみならず、環境への配慮、社会への貢献とも調和した事業活動を行う」ことを経営理念としております。

この経営理念に基づき、グループとしての企業価値を高め、株主をはじめとしたステークホルダーの期待に応えるためには、コーポレート・ガバナンスの強化が重要であると考えております。

なお、当社の経営機構は、会社法で規定されている株式会社の機関である取締役会と、監査役会を基本としています。

また、2004年に執行役員制度を導入し、法令の範囲内で、経営の意思決定及び監督機能と業務執行の分離・区分に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	93,988,000	7.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	58,197,000	4.70
HSBC-FUND SERVICES BANK NEGARA MALAYSIA-EQUITY	23,976,000	1.93
株式会社みずほ銀行	23,756,007	1.91
ステート　ストリート　バンク　アンド　トラスト　カンパニー　505225	17,301,713	1.39
チェース　マンハッタン　バンク　ジーティーエス　クライアンツ　アカウント　エスクロウ	16,750,534	1.35
ステート　ストリート　バンク　ウェスト　クライアント　トリーティー　505234	15,935,460	1.28
明治安田生命保険相互会社	15,273,000	1.23
ザ　バンク　オブ　ニューヨーク　メロン　エスエーエヌブイ　10	15,261,001	1.23
株式会社三井住友銀行	14,987,766	1.21

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

（1）三井住友信託銀行株式会社他2社より連名にて、2015年6月4日付で変更報告書の写しの送付があり、2015年5月29日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、変更報告書の内容は以下のとおりであります。

三井住友信託銀行株式会社	所有株式数　67,168千株	割合 5.43%
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	所有株式数　1,892千株	割合 0.15%
日興アセットマネジメント株式会社	所有株式数　9,800千株	割合 0.79%
計	所有株式数　78,860千株	割合 6.37%

（2）ブラックロック・ジャパン株式会社他6社より連名にて、2014年11月20日付で大量保有報告書の写しの送付があり、2014年11月14日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

ブラックロック・ジャパン株式会社	所有株式数　16,080千株	割合 1.30%
ブラックロック・ライフ・リミテッド	所有株式数　3,235千株	割合 0.26%
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド	所有株式数　5,826千株	割合　0.47%
ブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッド	所有株式数　1,778千株	割合 0.14%
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	所有株式数　13,029千株	割合 1.05%
ブラックロック・インターナショナル・リミテッド	所有株式数　4,113千株	割合 0.33%
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ．エイ．	所有株式数　18,219千株	割合 1.47%

計		所有株式数 62,282千株	割合 5.03%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、福岡 既存市場
決算期	3 月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は上場子会社2社を有しております。当社は「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営機構(株主総会、取締役会、監査役及び監査役会)が十分機能し、自己責任を基本とした自立安定経営が確立できるようにすることを基本に、子会社に対して適切に管理し、支援しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
太田垣　啓一	他の会社の出身者								△	△		
小泉　淑子	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h　上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
太田垣　啓一	○	太田垣啓一氏は、当社の取引先の一つである東ソー株式会社の業務執行者(代表取締役副社長)として2012年6月まで勤務しておりました。当社は、同社の製造するセメントを受託販売しており、当社と同社の取引額は同社連結売上高の1%未満、当社連結売上高の1%未満であります。なお、当社出身者である村田博人氏が、同社の社外取締役に就任しております。	＜当該社外取締役を選任している理由＞ 太田垣啓一氏は、企業経営者としての豊富な経験と経営全般における見識を有しており、公平不偏の立場である社外取締役として適任と判断しております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準等を参考に、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
小泉　淑子	○	―――	＜当該社外取締役を選任している理由＞ 小泉淑子氏は、弁護士としての豊富な経験と企業法務における幅広い見識を有しており、公平不偏の立場である社外取締役として適任と判断しております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 小泉淑子氏は、シティユーワ法律事務所のパ

			ートナーですが、同事務所と当社との間には顧問契約はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

【監査役と会計監査人の連携状況】
　会計監査人から監査計画、監査方法及び結果の報告、説明を受けるとともに、随時意見交換をしております。
また、会計監査人が支店、工場等へ監査に赴く際は、出来る限り立ち会うようにしております。

【監査役と内部監査部門の連携状況】
　内部監査部門とは、定期的に、また必要な都度会合を開き、意見交換しております。内部監査の計画及びその実施状況について逐一報告を受け、必要に応じ内部監査部門に対して調査を求めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
野中　隆史	他の会社の出身者							△			○			
成影　善生	他の会社の出身者							△						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
		野中隆史氏は、当社の主要な取引先である株式会社みずほ銀行の業務執行者（代表取締役副頭取）として2008年3月まで勤務しておりました。同行からの借入額は、	＜当該社外監査役を選任している理由＞ 野中隆史氏は、企業経営者としての豊富な経験と経営全般における見識を有しており、公平不偏の立場である社外監査役として適任と判断しております。また、金融機関での長年の経

野中　隆史	○	2015年3月末時点で29,584百万円であります。 また、当社の取引先であるみずほ信託銀行株式会社の業務執行者（取締役会長）として2015年3月まで勤務しておりました。同行からの借入額は、2015年3月末時点で6,718百万円であります。	験により、財務及び会計に関し相当程度の知見を有しております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 野中隆史氏が株式会社みずほ銀行の業務執行者（代表取締役副頭取）を退任してから7年が経過していることから、出身会社の意向に影響される立場にはありません。また、当社は複数の金融機関と取引しており、同行からの借入額が当社の借入額全体に占める割合は約13%（2015年3月末時点）と特に大きいものではなく、同行が当社の意思決定に対し、重大な影響を与えるおそれはありません。なお、同氏が2015年3月まで業務執行者（取締役会長）として勤務していたみずほ信託銀行株式会社からの借入額の当社の借入額全体に占める割合も約3%（2015年3月末時点）と特に大きいものではなく、当社の意思決定に対し重大な影響を与えるおそれはありません。以上から、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
成影　善生	○	成影善生氏は、当社の主要な取引先である株式会社三井住友銀行の業務執行者（執行役員）として2007年4月まで勤務しておりました。同行からの借入額は、2015年3月末時点で15,921百万円であります。	＜当該社外監査役を選任している理由＞ 成影善生氏は、金融機関等での豊富な経験・知識を有しており、公平不偏の立場である社外監査役として適任と判断しております。また、金融機関での長年の経験により、財務及び会計に関し相当程度の知見を有しております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 成影善生氏が株式会社三井住友銀行の業務執行者を退任してから8年が経過していることから、出身会社の意向に影響される立場にはありません。また、当社は複数の金融機関と取引をしており、同行からの借入額が当社の借入額全体に占める割合は約7%（2015年3月末時点）と特に大きいものではなく、同行が当社の意思決定に対し重大な影響を与えるおそれはありません。以上から、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

役員報酬の一部を業績に連動した変動報酬としております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役及び監査役に支払った報酬

取締役　11名　　658百万円
監査役　6名　　86百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬については、株主総会の決議により、取締役及び監査役それぞれの報酬の限度額を決定しております(取締役は月額100百万円以内、監査役は月額13百万円以内)。各々の報酬額については、取締役は取締役会の決議に、監査役は監査役の協議により決定しております。取締役(社外取締役を除く)の報酬体系は、固定報酬と変動報酬で構成されており、社外取締役及び監査役の報酬体系は固定報酬のみで構成されております。取締役(社外取締役を除く)の変動報酬の額は、当該事業年度の連結当期純利益に1%を乗じた額(上限400百万円)に役職別係数を乗じて得た額とし、これを当該事業年度終了後の7月から支給いたしますが、経営状況等により、この額を減額することができることとし、また当該事業年度の年間配当金が1株につき3円に満たない場合は、原則として変動報酬を支給いたしません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役に対しては、経営企画部が取締役会の議案の事前説明の他、定期的(原則週1回)に業務報告を行うなど、職務執行に関する補佐を行っております。
社外監査役に対しては、定期的(原則週1回)に連絡会を開催し、常勤監査役が経営会議等の社内の重要な会議の内容等を報告するなど、情報の共有化を行っております。
また、監査役を補佐する部署として「監査役室」を設け、担当者を3名選任しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

(1)会社法に基づく経営の意思決定事項は取締役会、その他の重要事項は経営会議において決定を行っております。
(2)執行役員制度を導入し、各事業・部門を所管する執行役員に業務執行権限の一部を委譲しております。
(3)CSR経営委員会を設置し、事業活動のあり方をCSR(企業の社会的責任)の観点から見直し、コーポレートガバナンスの強化を推進しております。

【内部監査の状況】
内部監査につきましては、その専任部署として9名からなる監査部を設置しております。監査部は、内部監査を実施し、改善すべき事項を明らかにしたうえで、社長宛に監査結果の報告を行い、内部監査の実効性をより高めております。

【監査役監査の状況】
当社の監査役会は社内監査役2名、社外監査役2名で構成されており、取締役会等の重要会議への出席並びに取締役等からの職務の執行状況の聴取及び重要な決裁書類の閲覧等により、経営に対する監視・監査機能を果たしております。さらに、監査の充実を図るため、支店、工場及び子会社等に赴き、当社及び当社グループの業務執行状況について調査しております。また、定期的に監査役連絡会を開催して各監査役間にて意見交換を行い、公正且つ適正な監査が実施できる体制を構築すべく情報の共有化を図っております。

【会計監査の状況】
会計監査につきましては、当社は会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査人に有限責任 あずさ監査法人を選任しております。業務を執行した公認会計士の氏名、会計監査業務に関わる補助者の構成は以下のとおりです。なお、監査法人及び当社監査に従事する監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。
・業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員　業務執行社員　徳田省三、武久善栄
・会計監査に関わる補助者の構成
公認会計士12名、その他13名
(注)その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者等であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

次に掲げるとおり、社外からのチェックとして社外取締役及び社外監査役を選任するとともに、現状の体制で経営監視機能の中立性、客観性を確保する体制は十分に整っていると考えております。

(1)社外取締役及び社外監査役
2名の社外取締役及び2名の社外監査役を選任し、社外取締役は経営全般に対する監視・監督を行い、社外監査役は取締役の職務執行の監査を行っております。なお、社外取締役2名及び社外監査役2名とも当社に対する人的、資本的または取引関係等の特別の利害関係はありません。

(2)経営の監視機能
各監査役は、取締役会等の重要な会議への出席や決裁書類の閲覧、各部門への監査などにより、取締役の職務執行を監視しております。更に、執行役員制度の導入により、経営の意思決定・監督機能と業務執行の分離・区分に努めており、引き続き現状の体制により、ガバナンス体制の充実を図ってまいります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の約3週間前に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	2007年よりインターネットによる議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2007年より株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページに掲載しております。
その他	招集通知の発送に先立ち、当社ホームページに招集通知の内容を掲載しております。また、決議通知についても、株主総会終了後、当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	2007年5月1日「情報開示方針」を制定しました。 当社は、「太平洋セメントグループ経営理念」を具現化するにあたり、情報開示を通じてステークホルダーの皆様のご理解と信頼を得ることが必要不可欠と考えています。また、積極的に情報を開示することは、企業の社会的責任のひとつと認識しています。 「情報開示方針」はホームページに掲載している「CSRの取り組み」 (URL http://www.taiheiyo-cement.co.jp/csr/disclosure_fr.html)にて閲覧できます。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は5月及び11月に、証券アナリスト、機関投資家等を対象に決算説明会を実施しております。直近では2015年5月13日に、2014年度決算説明会を実施し、代表取締役社長福田修二、常務執行役員北林勇一及び常務執行役員松島茂が説明を行いました。本説明会には、90名が参加しました。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社はホームページ上に「IR・決算情報」のサイト(URL:http://www.taiheiyo-cement.co.jp/ir/index.html)を設置しており、決算情報、決算説明資料、アニュアルレポート、CSRレポート、有価証券報告書(EDINETへリンク)などが閲覧できます。 また、適時開示資料は当社ホームページ上にある「ニュースリリース」 (URL http://www.taiheiyo-cement.co.jp/news/index.html)にて閲覧できます。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:総務部 IR担当役員:取締役常務執行役員　笠村英彦 IR事務連絡責任者:執行役員総務部長　荒木誠一	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	『CSR要綱』で「様々なステークホルダーとの信頼関係構築」をCSR経営推進の基本方針の1つとして定めております。 (詳細はホームページに掲載している「CSRレポート2014」を参照下さい。 URL http://www.taiheiyo-cement.co.jp/csr/csr_fr.html)
環境保全活動、CSR活動等の実施	廃棄物・副産物をセメント原燃料として資源化することにより、天然資源節約、地球温暖化防止、最終処分場延命という社会的な環境負荷の低減効果を生み出しております。さらなる廃棄物利用量の拡大に向けて、鋭意技術開発に取り組んでおります。また、コンプライアンスの徹底や地域社会とのコミュニケーション強化を図るなど、多面的なCSR活動を実施しております。 (詳細はホームページに掲載している「CSRレポート2014」を参照下さい。 URL http://www.taiheiyo-cement.co.jp/csr/csr_fr.html)

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	2007年5月1日「情報開示方針」を制定しました。 当社は、「太平洋セメントグループ経営理念」を具現化するにあたり、情報開示を通じてステークホルダーの皆様のご理解と信頼を得ることが必要不可欠と考えています。また、積極的に情報を開示することは、企業の社会的責任のひとつと認識しています。 「情報開示方針」はホームページに掲載している「CSRの取り組み」 （ URL　http://www.taiheiyo-cement.co.jp/csr/disclosure_fr.html ）にて閲覧できます。
その他	＜外部団体との協働について＞ WBCSD（World Business Council for Sustainable Development 持続可能な発展のための世界経済人会議）のセメント産業部会など、国際的な活動への参画を通じて、地球環境問題や労働安全性向上などの諸課題解決に取り組んでおります。 （詳細はホームページに掲載している「CSRレポート2014」を参照下さい。 URL http://www.taiheiyo-cement.co.jp/csr/csr_fr.html ） ＜女性の活躍推進の基本方針・取り組みについて＞ 当社は女性の積極採用と定着を促進し、仕事と生活の両面を自律的にマネジメントできる人材づくりと、それを後押しする社内制度を充実させてまいります。このようなワーク・ライフ・マネジメントの推進により、多様な人材の能力を最大限発揮できる組織を目指します。2013年12月には下記の目標および基本方針を策定し、全社で取り組んでいます。 2015年3月末現在で当社の女性従業員比率は約5.6%ですが、2020年までに女性従業員比率を10%以上とすることを目指して、女性を積極的に採用しています。 より広く当社の事業を知ってもらうために「女子学生のための仕事説明会」を実施しており、勤務範囲を限定しないGコース従業員における女性採用比率は、2015年4月入社の新入従業員においては約40%となっています。 今後も、目標および基本方針に則り、「女性の積極採用（アトラクション）と定着（リテンション）の促進」、「女性従業員の職域拡大やキャリア開発」、「ワーク・ライフ・マネジメントの推進」に取り組んでまいります。 【目標および基本方針】 1. 目標 (1)女性採用比率の向上 　2014年度以降Gコース採用における女性採用比率を30%以上とする。 (2)適正な人材ポートフォリオの構築 　2020年までに女性従業員比率を10%以上とする。 (3)女性管理職登用の推進 　2020年までに新任管理職登用に占める女性割合10%を目指す。 2. 基本方針 「多様な人材の発想、価値観によるイノベーションを促進し、更なる企業価値の向上を目指して」 ・適正な人材ポートフォリオの構築にむけて、女性の積極採用（アトラクション）と定着（リテンション）を促進する ・生産性の向上と、多様な人材の能力を最大限発揮できる組織を構築するためにワーク・ライフ・マネジメントを推進する 上記目標および基本方針は、当社ホームページおよび厚生労働省「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」などに掲載しています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に則り、当社および当社グループ各社が業務を適正にかつ効率的に運営していくことを確保する体制について、現在までに運用している様々な制度等を一層充実、強化していくとともに、必要な事項については、見直し、再検討を行っていくことを基本として、次のとおり基本方針を定める。

1. 取締役、執行役員および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1)当社は、「太平洋セメントグループ経営理念」、「行動指針」、「コンプライアンス基本方針」および「コンプライアンス規程」に基づき、取締役、執行役員および従業員が法令・定款その他社内規則および社会通念を遵守した行動をとるための体制を強化する。
(2)「CSR要綱」に基づき、取締役会直属で部門横断的に構成されるCSR経営委員会が、取締役、執行役員および従業員のコンプライアンス意識の涵養などの施策を推進する。
(3)内部監査部門である監査部は、執行役員および従業員の職務の執行が法令・定款等に適合しているかにつき、社内各事業所の事業活動の監査を行い、改善すべき事項を明らかにした上で、助言や勧告を行う。監査結果については、社長に報告の上、取締役および監査役に周知する。
(4)社内および社外(法律事務所)を窓口とする「コンプライアンス・ホットライン」を利用した内部通報制度により、通報者の保護を図るとともに、透明性を確保した的確な対処体制をとる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、「取締役会規程」、「決裁規程」および「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書に記録して保存および管理する。取締役および監査役は常時これらの文書を閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)当社は、当社グループの事業に重大な影響が懸念されるリスクの未然防止やその他の影響の極小化に向けた基本的事項および具体的対応を「リスク管理基本方針」および「リスク管理規程」に取り纏める。その具現策の推進に当たっては、CSR経営委員会が所管することとし、同委員会は活動の状況を適切に取締役会に報告する。
(2)緊急性を要する事項については、同規程の定めに従い、社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、情報を一元化してトップダウンで緊急事態に当たる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)当社は、「決裁規程」等に定められた一定の業務権限を執行役員に委譲する。執行役員は方針展開システムにより、統括する各担当組織の目標を明確にして効率的に業務を執行する。
(2)取締役会は、中期経営計画および年度経営方針(社長方針)に沿って、全社最適の観点から効率的な経営資源の配分を行い、都度報告される執行役員の目標、施策の進捗状況をレビューする。

5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営機構(株主総会、取締役会、監査役および監査役会)が十分機能し、自己責任による自立的経営が確立できるようにすることを基本に、次のとおり子会社に対して適切に管理し、支援する。
(1)当社は、取締役、執行役員および従業員を子会社の取締役または監査役として派遣することを原則とする。当該監査役は内部統制体制に関する監査を実施する。
(2)監査部は、子会社の取締役および従業員の職務の執行が法令・定款等に適合しているかにつき、子会社の規模と業態等に応じ事業活動の監査を行い、改善すべき事項を明らかにした上で、助言や勧告を行う。監査結果については、社長に報告の上、取締役および監査役に周知する。
(3)当社は、実績報告等を通じて、個々の子会社の経営状況を把握するとともに、定期的にグループ経営会議を開催し、当社と子会社取締役(当社の取締役、執行役員および従業員が就任している場合も含む)間の意見交換等を通じて、情報の共有化に努める。
(4)当社は、その規模や業態等に応じて、子会社にリスク管理・コンプライアンス責任者および推進者を選任させ、各社と連携して当社グループにおけるリスクの予防と低減に努めるとともに、各社において危機またはその恐れのある事象が発生した場合に、当社の取締役および監査役に報告する体制をとる。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、連結財務諸表等の財務報告を適正に行うために必要な体制を整備する。

7. 監査役の職務を補助すべき従業員および当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の職務遂行を補助する監査役室を設置し、専任者を配置する。当該専任者の人事異動、評価等については、監査役会の意見を求め、尊重するものとする。

8. 取締役、執行役員および従業員、ならびに子会社の取締役、監査役および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1)当社は、監査役が経営に関する重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告を受けることができる体制をとる。
(2)当社は、取締役、執行役員および従業員、ならびに子会社の取締役、監査役および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実について、監査役に報告する体制をとる。
(3)当社は、前号の報告を行った者に対し、不利益な扱いを行うことを禁止する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)当社は、監査役に対し重要な決裁事項を供覧し、監査役がいつでも経営情報をはじめとする各種の情報を取得できる体制をとる。
(2)当社は、監査役が会計監査人と意見および情報の交換を行う場を提供する。
(3)当社は、監査役がその職務を執行する上で必要な費用の前払いまたは請求をしたときは、速やかに当該費用を支払う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（1）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は2005年3月に制定した「コンプライアンス基本方針」で、反社会的勢力・団体とは一切の関係を持たず、これら勢力から不正・不当な要求があった場合は断固拒否することを定めております。不正・不当な要求に対しては『恐れない』『金を出さない』『利用しない』立場を守ると共に、2011年に全都道府県で施行された「暴力団排除条例」を受けて、一歩進んで『暴力団等と交際しない』こととし反社会的勢力との関係遮断に努めております。上記方針や姿勢については、当社全役員及び全従業員に周知徹底を図っております。

（2）反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力からの要求があった場合の対応統括部署を総務部とし、当該部署は日頃から外部関連機関等と連携し情報収集に努め、速やかに対処する体制を構築しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図】

参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧下さい。

【適時開示体制の概要】

(1)適時開示体制に係る当社の基本姿勢
当社は経営理念の具現化及び行動指針の実践に関する基本事項を定めた『CSR要綱』に「ステークホルダーに対して適切な情報開示・コミュニケーションを実践し、信頼関係を構築する」ことを掲げています。また『コンプライアンス基本方針』の中で「必要な企業情報を適時・適切かつ公正・公平に開示し、当社を取り巻くステークホルダーとのコミュニケーションの促進に努める」ことを掲げています。

(2)適時開示体制の概要
当社は、情報開示業務の適法性、適正性を確保する目的で、情報開示体制や役割など当社の情報開示に関する基本事項について定めた「情報開示規程」を定めており、その中で「有価証券上場規程」において開示が求められる会社情報を重要情報として定義しています。重要情報の適時開示に係る体制の概要につきましては、次のとおりです。

i)適時開示体制及び役割

ア. 事業所長は所管する事業所に係る重要情報に該当する可能性がある情報に接した場合は、情報開示申請書を作成し、総務部長の確認を得たうえで直ちに担当役員に提出します。

イ. 情報開示申請書の提出を受けた担当役員は、金融商品取引法及び有価証券上場規程に従い、当該情報が重要情報に該当するかどうか判断します。その結果、重要情報に該当するものについては、事項ウ. の開示内容の審議・決定のための手続をとります。

ウ.「決裁申請・報告基準」に定める当該情報に係る付議事項の意思決定機関の区分に応じ、経営会議または取締役会または総務部担当役員のいずれかが、適法性、正確性、妥当性の観点から、開示内容について審議、決定します。ただし、緊急を要する場合は社長または総務部担当役員が、これを決定することができます。この場合、総務部長は、速やかに経営会議メンバーにその内容を通知します。

エ. 総務部が情報開示を行います。総務部は上記ウ. にもとづき重要情報の開示内容の決定がなされた後、東京証券取引所及び福岡証券取引所に遅滞なく開示するとともに、開示内容を考慮したうえで適切なマスメディアに遅滞なく開示します。また当該情報を当社ホームページに掲載し、必要に応じて記者会見を行います。

ii)インサイダー取引防止
当社役員ならびに従業員等のインサイダー取引を未然に防止する、及び重要情報を適正に管理することで証券市場における当社の信用を維持する目的で「内部者取引防止規程」を定めています。

参考資料「適時開示体制概要図」:巻末「添付資料」をご覧下さい。

【 参考資料：模式図 】

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概念図

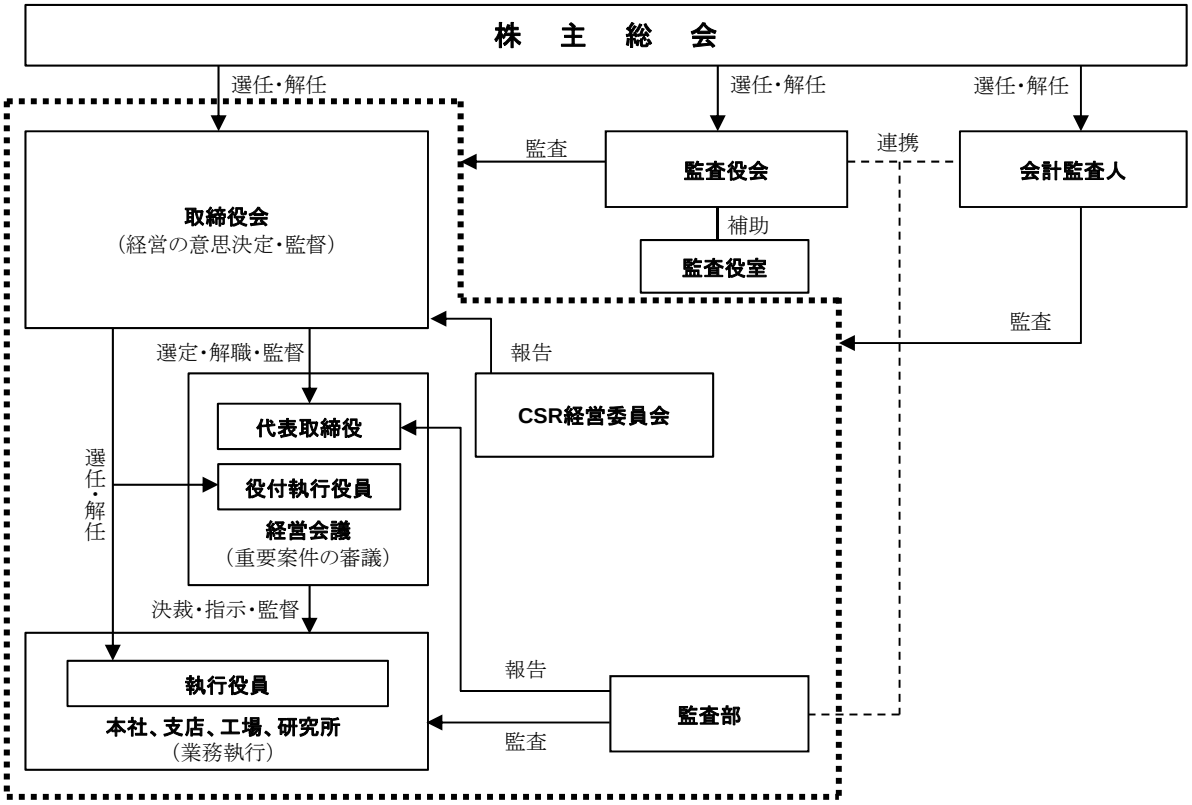

【参考資料：適時開示体制概要図】

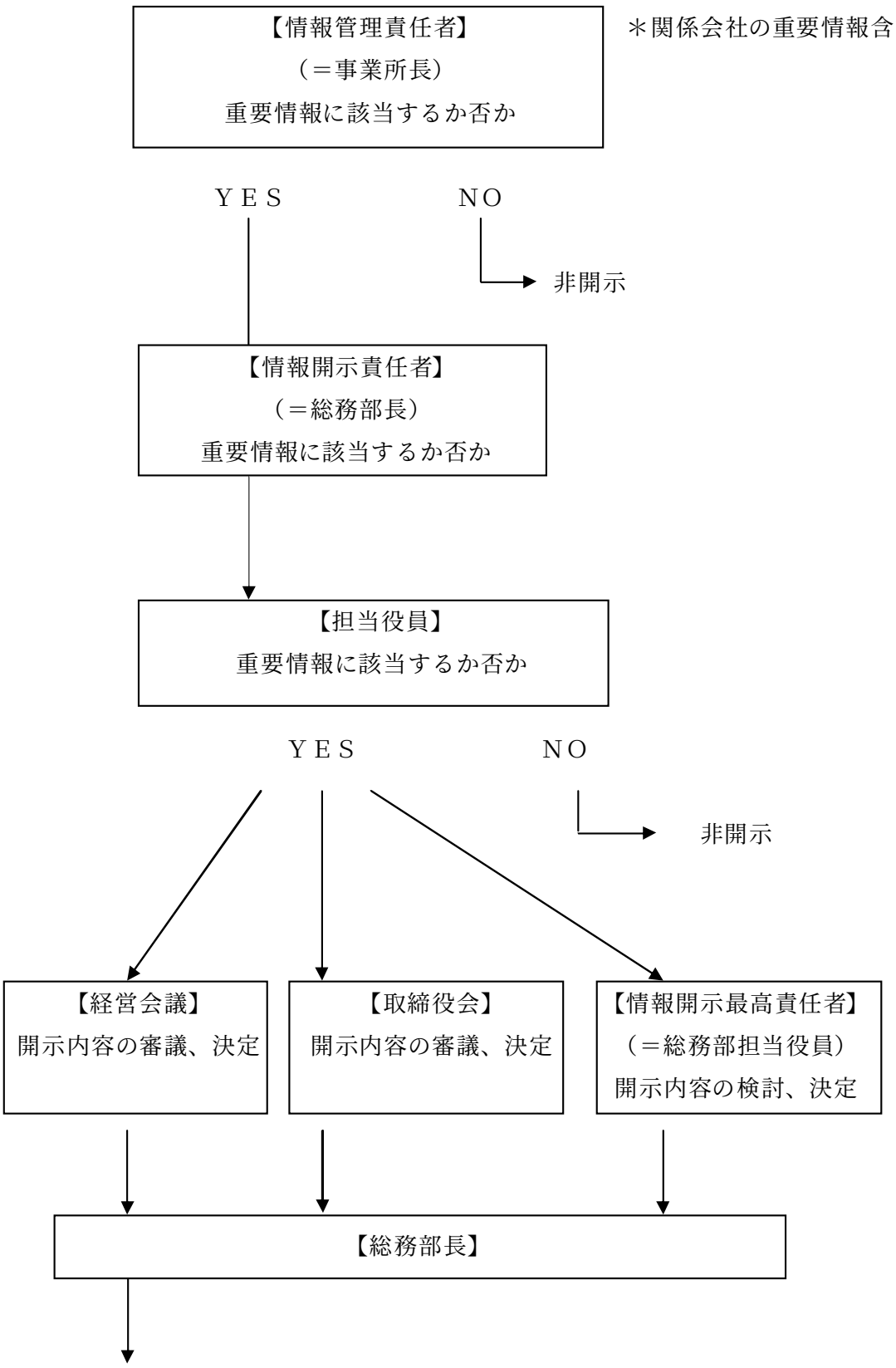

以上